

岡山市不妊治療費助成事業調剤証明書

下記の者について、保険が適用される体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を含む。）に係る治療が実施され、これに要する保険が適用される薬剤費（自己負担額）を下記のとおり徴収したことを証明します。

1回の治療（一連の治療）が終了又は中止し、治療にかかった薬剤費の領収完了日以降に作成してください。

保険が適用される生殖補助医療に係る治療の実施に伴い、保険が適用される薬剤を処方した保険薬局が証明書を作成してください。

証明日（西暦）	2	0	2	5	年	1	0	月	2	0	日
医療機関コード	3	3	4	0	4	3	2	1	x	x	
保険薬局の名称	〇〇薬局										
保険薬局の所在地	岡山市〇区〇〇〇123-10										
保険薬局の電話番号	086-xxx-xxxx										
薬剤師氏名	薬局 太郎（自署又は記名押印）										

○ 証明書の作成については、保険が適用される生殖補助医療に係る治療の実施に伴い、保険が適用される薬剤を処方した保険薬局が対象となりますので、その場合は下記の欄へチェック☑を入れてください（注1、2参照）。

☒ 当薬局は、保険が適用される生殖補助医療に係る治療の実施に伴い、保険が適用される薬剤を処方した保険薬局である。（必須）

受診者	夫 氏名	岡 山 健											生殖補助医療に係る治療を実施した医療機関が作成した『受診証明書』に記載された期間を転記してください。 ※『受診証明書』は、受診者から提示を受けてください。			
	夫 生年月日（西暦）	1	9	8	9	年	1	2	月							
	妻 氏名	岡 山 康 子														
	妻 生年月日（西暦）	1	9	9	3	年			7	月						
今回の不妊治療に係る治療期間 （＊医療機関受診証明書から転記）	開始日（西暦）				2	0	2	5	年		5	月	9	日	～	
	終了日（西暦）				2	0	2	5	年	1	0	月		3	日	
	（男性不妊治療分）開始日（西暦）														～	
	（男性不妊治療分）終了日（西暦）															
上記の治療期間に係る薬剤の処方期間	開始日（西暦）				2	0	2	5	年		5	月	1	6	日	～
	終了日（西暦）				2	0	2	5	年		7	月	2	2	日	
	（男性不妊治療分）開始日（西暦）														～	
	（男性不妊治療分）終了日（西暦）															
領収金額	〔今回の不妊治療に係る薬剤費（自己負担額）合計（＊保険適用分に限る）〕															
	領収開始年月日（西暦）				2	0	2	5	年		5	月	1	6	日	～
	領収終了年月日（西暦）				2	0	2	5	年		7	月	2	2	日	
	（男性不妊治療費を除く） 領収金額（＊保険適用分に限る）							2	3			8	5	0	円	
	（男性不妊治療費 ※1） 領収金額（＊保険適用分に限る）															

※姓と名の間はスペースを空けてください。

※下記各月明細の合計額を

各月明細の合計額を記載してください。
※男性不妊治療に係る処方（領収）がある場合は、分けて記載してください。

（領収金額内訳）各月明細

領収年月（西暦）	男性不妊治療 （※2）	領収金額（自己負担額） （＊保険適用分に限る）	自己負担額請求時の限度額認定証又はマイナ保険証提示の有無	→「有」の場合 自己負担限度額の適用区分 （※3）
2025 年 5 月分	非該当 該当	7,800 円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ・対象外
2025 年 6 月分	非該当 該当	10,130 円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ・対象外
2025 年 7 月分	非該当 該当	5,920 円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ・対象外
年 月分	非該当・該当	円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ・対象外
年 月分	非該当・該当	円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ・対象外
年 月分	非該当・該当	円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ・対象外
年 月分	非該当・該当	円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ・対象外
年 月分	非該当・該当	円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ・対象外

→表面からのつづき

- (※1) 保険が適用される生殖補助医療の実施に伴い、精巣内精子採取術（TESE）等、顕微授精につながる、保険が適用される男性不妊治療を実施した場合に、その治療に係る保険が適用される薬剤費（自己負担額）を記載してください。
- (※2) 同じ月に男性不妊治療と男性不妊治療を除く薬剤費がある場合は、行を分けて領収金額等を記載してください。
- (※3) 限度額認定証又はマイナ保険証の提示があった場合でも、自己負担限度額が確認できなかった等により高額療養費の適用が無い場合（受診者本人に薬剤費の3割負担を求めた場合等）は、「対象外」を選択してください。

(注1) 助成対象となる薬剤費（自己負担額）は、保険が適用される体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を含む。）として行われたものに対して、処方された保険が適用される薬剤費です。

(注2) 保険が適用される生殖補助医療として行われた治療と併用される先進医療に係る薬剤費（自己負担額）は助成対象外です。



岡山市不妊治療費助成事業調剤証明書

下記の者について、保険が適用される体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を含む。）に係る治療が実施され、これに要する保険が適用される薬剤費（自己負担額）を下記のとおり徴収したことを証明します。

1回の治療（一連の治療）が終了又は中止し、治療にかかった薬剤費の領収完了日以降に作成してください。

保険が適用される生殖補助医療に係る治療の実施に伴い、保険が適用される薬剤を処方した保険薬局が証明書を作成してください。

◎ 証明書の作成については、保険が適用される生殖補助医療に係る治療の実施に伴い、保険が適用される薬剤を処方した保険薬局が対象となりますので、その場合は下記の欄へチェック☑を入れてください（注1、2参照）。

☒ 当薬局は、保険が適用される生殖補助医療に係る治療の実施に伴い、保険が適用される薬剤を処方した保険薬局である。（必須）

受診者	夫 氏名	大 供	一 郎										
	夫 生年月日（西暦）	1	9	9	3	年	1	0	月				
	妻 氏名	大 供	花 子										
	妻 生年月日（西暦）	1	9	9	4	年		6	月				
今回の不妊治療に係る治療期間 （※医療機関受診証明書から転記）	開始日（西暦）	2	0	2	5	年		8	月	1	7	日	～
	終了日（西暦）	2	0	2	5	年	1	2	月		2	日	
	（男性不妊治療分）開始日（西暦）	2	0	2	5	年		8	月	1	7	日	～
	（男性不妊治療分）終了日（西暦）	2	0	2	5	年	1	0	月	3	0	日	
上記の治療期間に係る薬剤の処方期間	開始日（西暦）	2	0	2	5	年		8	月	1	7	日	～
	終了日（西暦）	2	0	2	5	年	1	1	月	1	0	日	
	（男性不妊治療分）開始日（西暦）	2	0	2	5	年		9	月		2	日	～
	（男性不妊治療分）終了日（西暦）	2	0	2	5	年	1	0	月	1	4	日	
領収金額	〔今回の不妊治療に係る薬剤費（自己負担額）合計（※保険適用分に限る）〕												
	領収開始年月日（西暦）	2	0	2	5	年		8	月	1	7	日	～
	領収終了年月日（西暦）	2	0	2	5	年	1	1	月	1	0	日	
	（男性不妊治療費を除く） 領収金額（※保険適用分に限る）							1	0		5	0	0 円
	（男性不妊治療費 ※1） 領収金額（※保険適用分に限る）							9		4	5	0 円	

生殖補助医療に係る治療を実施した医療機関が作成した『受診証明書』に記載された期間を転記してください。
※『受診証明書』は、受診者から提示を受けてください。

※姓と名の間はスペースを空けてください。

※下記各欄の合計額を記載してください。

（領収金額内訳）各月明細

各月明細の合計額を記載してください。

領収年月（西暦）	男性不妊治療（※2）	領収金額（自己負担額）（※保険適用分に限る）	自己負担額請求時の限度額認定証又はマイナ保険証提示の有無	→「有」の場合 自己負担限度額の適用区分（※3）
2025 年 8 月分	非該当 該当	4,200 円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ 対象外
2025 年 9 月分	非該当 該当	2,800 円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ 対象外
2025 年 9 月分	非該当 該当	5,920 円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ 対象外
2025 年 10 月分	非該当 該当	1,300 円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ 対象外
2025 年 10 月分	非該当 該当	3,530 円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ 対象外
2025 年 11 月分	非該当 該当	2,200 円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ 対象外
年 月分	非該当 該当	円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ 対象外
年 月分	非該当 該当	円	有 ・ 無	ア・イ・ウ・エ・オ 対象外

男性不妊治療に係る処方（領収）がある場合は、行を分けて領収金額等を記載してください。

→裏面へつづく

→表面からのつづき

- (※1) 保険が適用される生殖補助医療の実施に伴い、精巣内精子採取術（TESE）等、顕微授精につながる、保険が適用される男性不妊治療を実施した場合に、その治療に係る保険が適用される薬剤費（自己負担額）を記載してください。
- (※2) 同じ月に男性不妊治療と男性不妊治療を除く薬剤費がある場合は、行を分けて領収金額等を記載してください。
- (※3) 限度額認定証又はマイナ保険証の提示があった場合でも、自己負担限度額が確認できなかった等により高額療養費の適用が無い場合（受診者本人に薬剤費の3割負担を求めた場合等）は、「対象外」を選択してください。

(注1) 助成対象となる薬剤費（自己負担額）は、保険が適用される体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下「男性不妊治療」という。）を含む。）として行われたものに対して、処方された保険が適用される薬剤費です。

(注2) 保険が適用される生殖補助医療として行われた治療と併用される先進医療に係る薬剤費（自己負担額）は助成対象外です。

